

犯罪被害給付制度に関する有識者検討会提言（概要）

現行制度・要望

調査結果

提言内容

重傷病給付金の
支給対象期間等
の在り方

重傷病給付金の
・支給対象期間 1年
・上限額 120万円

(要望)
支給対象期間・上限額の**撤廃**

傷病の治癒又は症状固定までに要した
・期間は、1年以内が約70%、3年以内が約99%
・医療費の犯罪被害者負担額は、120万円以下が約99%

✓ 支給対象期間 3年に拡大
✓ 上限額 120万円は維持

犯罪被害者に
負担の少ない
支給の在り方

被害者は医療費を医療機関に一旦
支払う必要（後日、給付金を受給）

(要望)
現物給付を含めた**犯罪被害者に負担の少ない給付**の実現

・不支給・減額事由の認定、他の公的給付や損害賠償との調整等が必要な犯罪被害給付制度では、迅速な支給に一定の限界あり
・様々な医療費負担の軽減に資する制度があるものの、十分に利用されていない実態

✓ 仮給付を柔軟化（基準額の1/3以内とする上限を一部撤廃）
✓ 関係機関の連携の強化により**既存の医療費負担軽減制度の利用を徹底**

若年者の給付金
の在り方

遺族給付金の額は、被害時点における被害者の収入日額と生計維持関係遺族の数を基礎として算出

(要望)
幼い子がいる若年の被害者の死亡時における**給付金の増額**

・幼い子（遺児）がいる犯罪被害者は、若年者に限らず幅広い年代に分布
・遺児がいる場合の遺族給付金の額は、同じ年代の者の中でも幅広く分布
・遺児のうち、より幼い8歳未満の者が約4割

✓ 幼い遺児がいる場合、**遺児が18歳になるまでの年数分を満たすよう遺族給付金を増額**（遺児の年齢、数を考慮）

親族間犯罪被害
に係る給付金
の在り方

親族間犯罪では、被害者・第一順位遺族と加害者との親族関係に応じて不支給又は減額

(要望)
親族間犯罪被害は**不支給を原則**とされていることの見直し

・親族間犯罪の原因動機は、「将来を悲観」が最多
・犯罪被害者と加害者とは、8割以上が事件時に同居し、事件後も同居を継続する割合が高い
・第一順位遺族と加害者も、事件時に同居している場合は、事件後も同居を継続する割合が高い

✓ 親族関係が**事実上破綻**している場合には**全額支給**
✓ 支給制限に係る親族類型を合理化
✓ **18歳未満**の者が受給者となる場合の**特例措置を新設**

重傷病給付金の支給対象期間等の在り方

加療終了までの犯罪被害者負担額の総額(円)

症状固定時点における
犯罪被害者負担額が120
万円以下の事案

平成23・24年度重傷病給付金支給
裁定事案のうち治癒又は症状固定
したもの(458件)の治癒又は症状
固定までの犯罪被害者負担額分
が全額支給される割合

改正前 70%

改正後 99%

120万円を超過する額を超える
障害給付金を受給

障害給付金の申請なし

3年以内に
障害者総合支援法(自立支
援医療制度)が適用

120
万円

60万円

現行制度
における
支給対象範囲

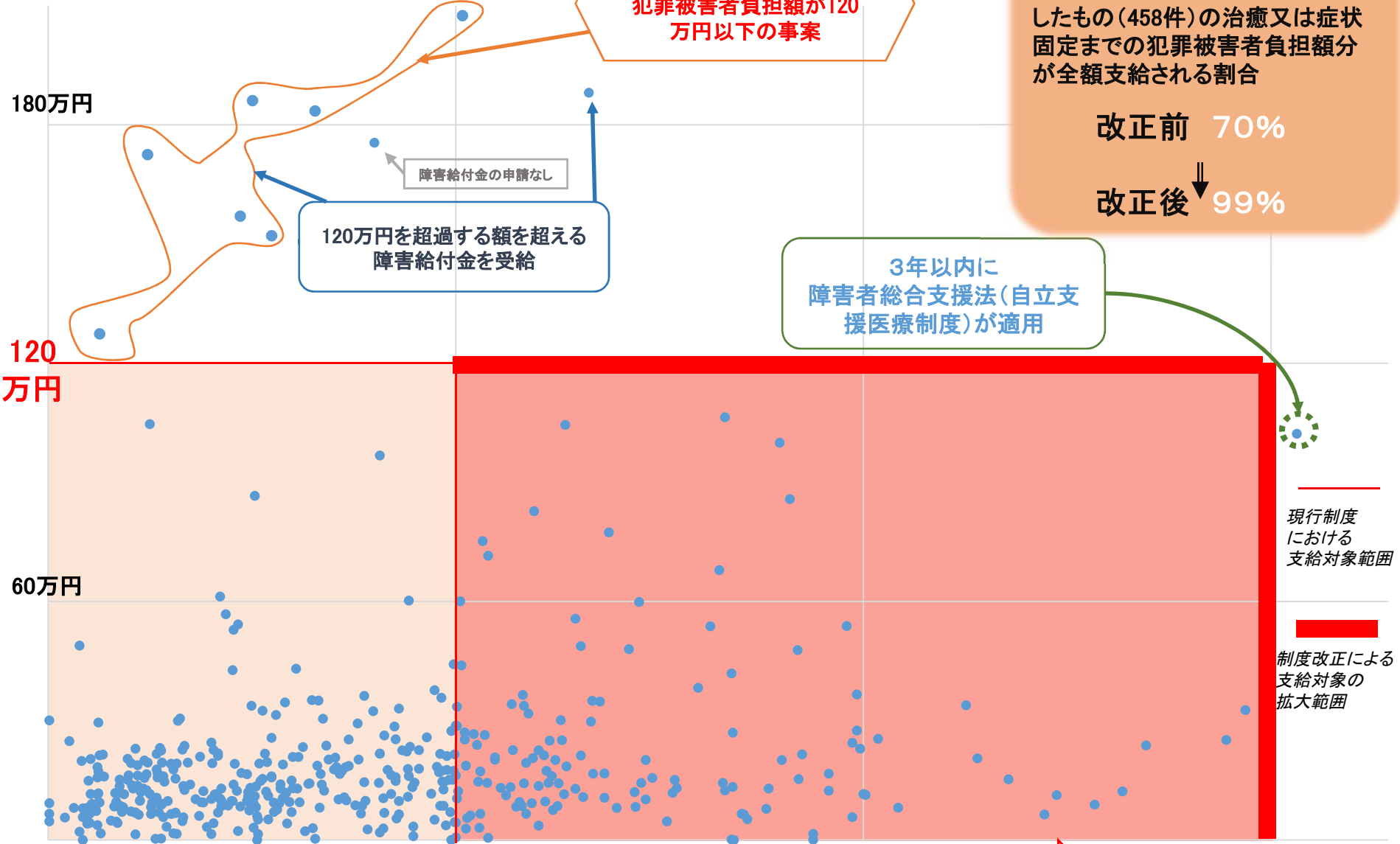
制度改正による
支給対象の
拡大範囲

1年

拡大

3年

治癒又は症状固定までの期間(日)



犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方

現状

犯罪被害を受けた直後の支出が被害者にとって負担

しかし

現行制度の限界

- 犯給制度では迅速な支給に一定の限界
- 「重傷病給付金」の加療1か月以上・入院3日以上の要件、不支給・減額事由、他の給付及び損害賠償の有無の認定が必要のため
- 被害直後から現物給付を導入するため、医療機関が、相当の期間、支払を受けられない負担や不支給・減額時の医療費の回収リスクを負うことについて理解を得る必要

仮給付の柔軟化

現行制度では、犯罪被害者負担額の1/3の範囲内で仮給付金を支給

仮給付決定が行われる理由

減額事由等の有無の認定は終わったが、加療中で1年未満経過のため給付金額が確定しないため

減額事由等の有無が判明しないため

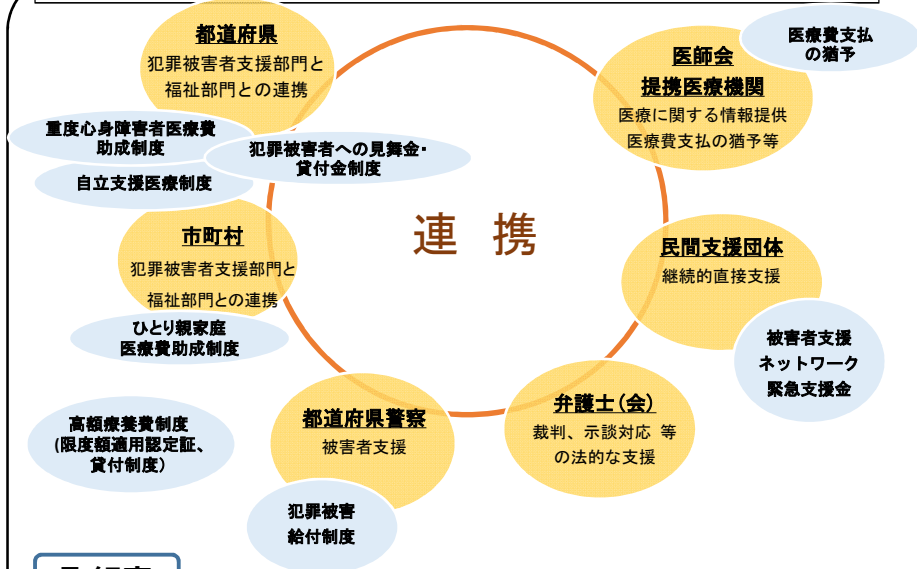
仮給付後、減額事由等が判明する可能性がある

仮給付金の額の見直し

1/3の上限を撤廃して、仮給付決定までの犯罪被害者負担額を満額支給可能とする

1/3の上限を維持

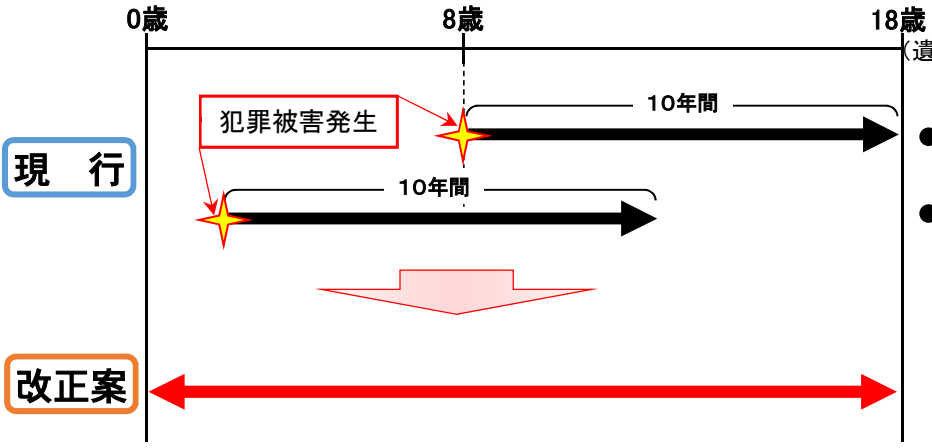
自治体、支援センター等が担う医療費負担軽減制度の利用の徹底



取組案

- ① 最初にどの機関・団体が相談を受けても、犯罪被害者の状況に応じて利用可能な制度を紹介できるよう、関係機関等が連携
- ② 他の関係機関の制度が利用可能と判断したときは、最初に相談を受けた機関等が、当該関係機関等につなぐ（紹介後も紹介先における対応を見届ける）
- ③ 各種支援制度を盛り込んだ冊子の作成・活用
→ 犯罪被害者の支援に資するあらゆる制度の教示・活用漏れを防止し、既存の制度を最大限活用

若 年 者 の 給 付 金 の 在 り 方

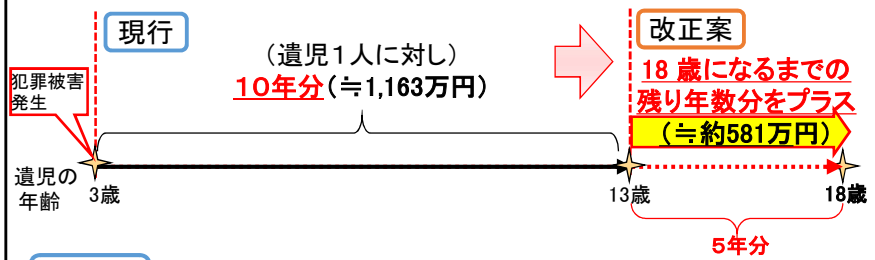


- 犯罪被害発生時に8歳以上の遺児に対しては、18歳までの年数分を満たす支給を実施
- 犯罪被害発生時に8歳未満の遺児に対しては、18歳までの年数分を満たす支給ができていない

犯罪被害発生時の遺児の年齢を問わず、18歳までの年数分を満たす支給を確実に実施

モデルイメージ 1

ひとり親の母が亡くなるケース
 被害者：母（35歳）月収25万円
 遺族：子（3歳）

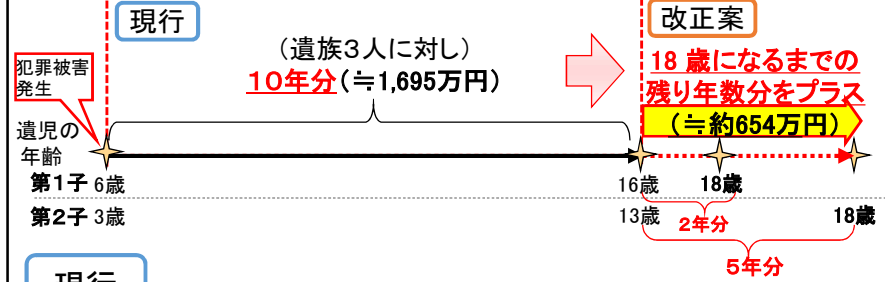


現行
 給付基礎額(7,600円) × 倍数(1,530) = 約1,163万円
※1 給付基礎額の最低額が適用 ※2 生計維持関係遺族1人の倍数(10年相当)

改正案
 約1,163万円 + 給付基礎額(7,600円) × 倍数(765) = 約1,744万円(約581万円増額)
※ 倍数: 153(生計維持関係遺族1人の係数) × 5年

モデルイメージ 2

父が亡くなり母子家庭となるケース
 被害者：父（35歳）月収32万円
 遺族：母（35歳）、第1子（6歳）、第2子（3歳）

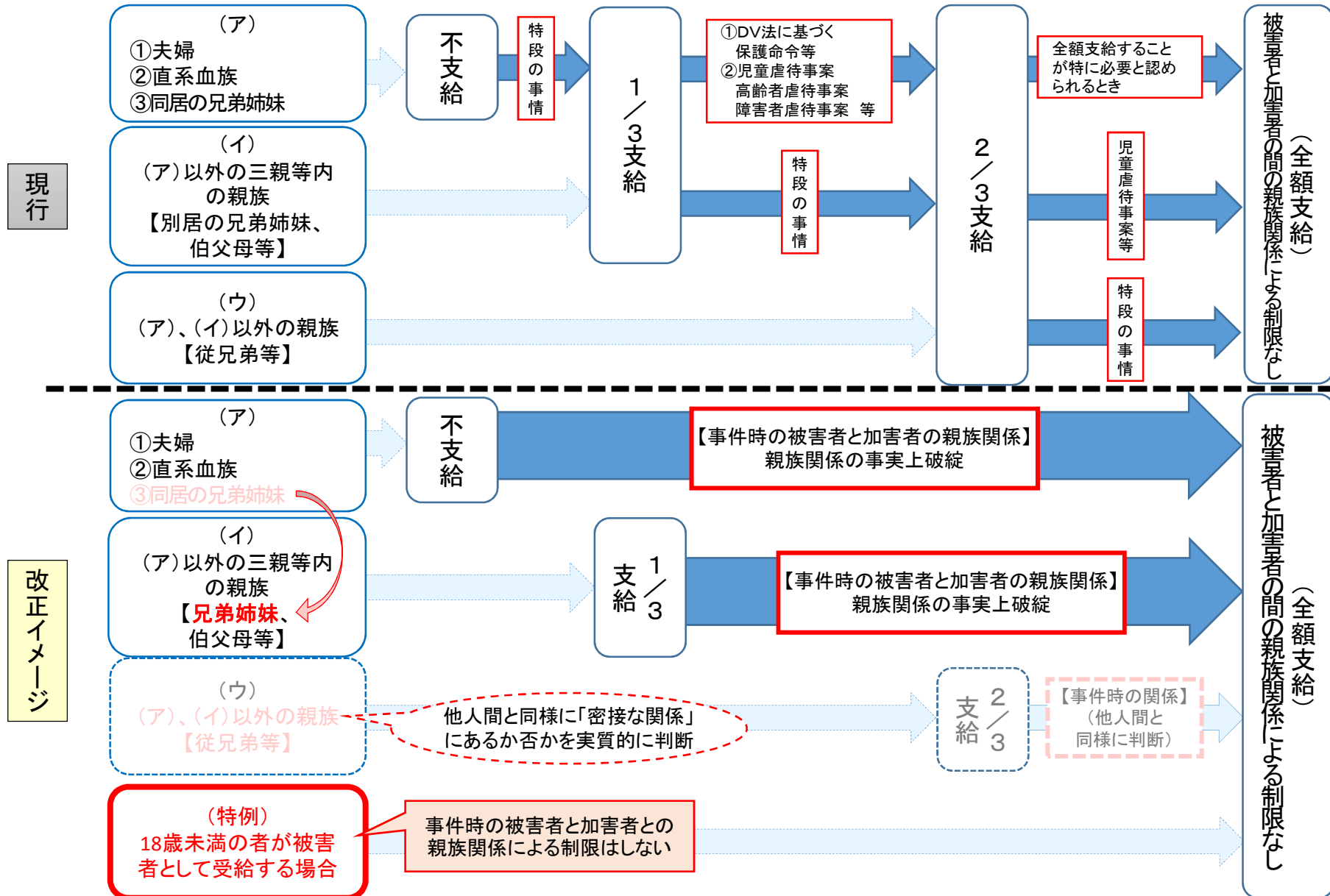


現行
 給付基礎額(7,600円) × 倍数(2,230) = 約1,695万円
※1 給付基礎額の最低額が適用 ※2 生計維持関係遺族3人の倍数(10年相当)

改正案
 約1,695万円 + 給付基礎額(7,600円) × 倍数(861) = 約2,349万円(約654万円増額)
※ 倍数: 201(生計維持関係遺族2人の係数) × 2年 + 153(生計維持関係遺族1人の係数) × 3年

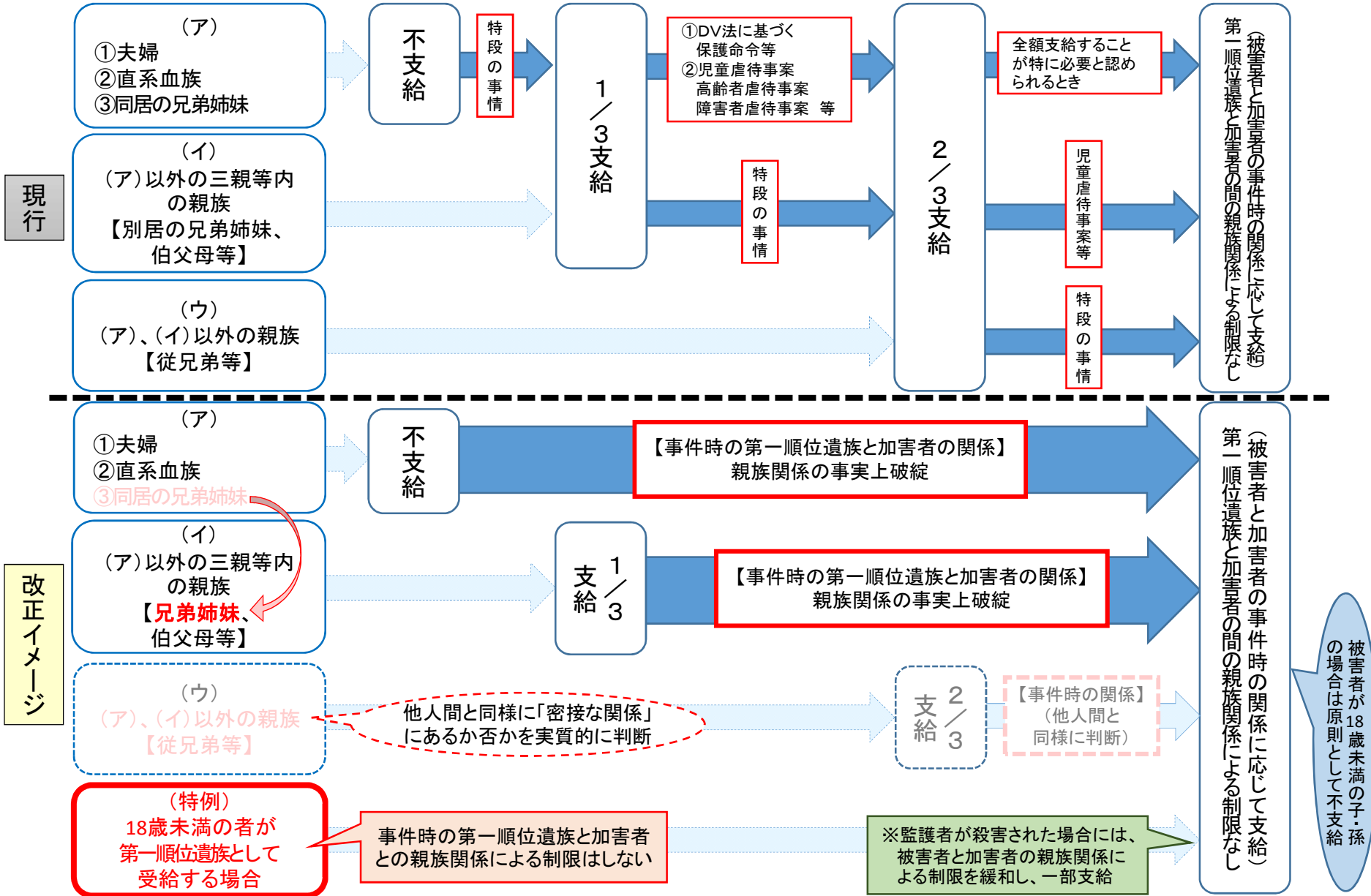
親族間犯罪被害に係る給付金の在り方

(本人支給：被害者と加害者の親族関係による制限)



☆心神喪失・人違い等の背景事情の大部分が親族関係とは関係がない場合、親族間の犯罪でも、親族関係による制限はしない
☆いずれの場合も【事件後の被害者と加害者の関係】から「加害者を利するおそれ」がある場合は不支給

(遺族支給：第一順位遺族と加害者の親族関係による制限)



☆心神喪失の場合、親族間の犯罪でも、親族関係による制限はしない

☆いずれの場合も【事件後の第一順位遺族と加害者の関係】から「加害者を利するおそれ」がある場合は不支給

(全額支給が可能となる場合)

事件時の関係

(被害者と加害者の関係)

(第一順位遺族と加害者の関係)

親族関係の事実上破綻

親族関係の事実上破綻

事件後の関係

加害者を利するおそれがない

※事実上破綻等の例

○夫婦

- ・ 婚姻関係が事実上解消していた
- ・ 被害者が暴力から逃れるため別居していた
- ・ 離婚調停中であった 等

○直系血族

- ・ 暴力継続等による支配・隷属関係であった
- ・ 縁組関係が事実上解消していた 等

○兄弟姉妹・三親等内の親族

- ・ 長年にわたり相互の交流がない状況であった

等

○その他の親族

- ・ 加害者の一方的な理由(他人間における密接な関係と同様に判断)

※加害者を利するおそれがない例

○夫婦

- ・ 同左

○直系血族

- ・ 同左

○兄弟姉妹

- ・ 別居している兄弟姉妹
- その他の三親等内の親族
- ・ 基本的に加害者を利する関係とはいえない

○その他の親族

- ・ 基本的に加害者を利する関係とはいえない(他人間における密接な関係と同様に判断)

○18歳未満である親族

- ・ 加害者が親権喪失している
- ・ 第三者が未成年後見人に選任されている
- ・ 児童養護施設等に入居 等

(ア)

①夫婦

②直系血族

(イ)

(ア)以外の三親等内の親族

【兄弟姉妹、
伯父母等】

(ウ)

(ア)、(イ)以外の親族

【従兄弟等】

(特例)

18歳未満の者が
受給する場合